

飲食店への協力金の単価（１日当たり）

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 抜粋）

表５－１（認証店）

売上高方式	１日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
	１日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下 の場合	１日当たり飲食業売上高× 0.3（千円未満切上）
	１日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
売上高減少額方式	１日当たり飲食業売上高の減少 額が0 円を超え、500,000 円以下 の場合	１日当たり飲食業売上高の減少 額×0.4又は１日当たり飲食 業売上高×0.3のいずれか 低い額（千円未満切上）
	１日当たり飲食業売上高の減少 額が500,000円を超える場合	200,000 円又は１日当たり飲食 業売上高×0.3のいずれか 低い額

（※）ただし、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表５－１の単価に代えて、表５－２の単価を適用することを可能とする。

表５－２（非認証店）

売上高方式	１日当たり飲食業売上高が 75,000 円以下の場合	30,000 円
	１日当たり飲食業売上高が 75,000 円を超え、250,000 円以下 の場合	１日当たり飲食業売上高× 0.4（千円未満切上）
	１日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合	100,000 円
売上高減少額方式	１日当たり飲食業売上高の減少 額が0 円を超え、500,000 円以下 の場合	１日当たり飲食業売上高の減少 額×0.4（千円未満切上）
	１日当たり飲食業売上高の減少 額が500,000円を超える場合	200,000 円